

宇宙開発利用加速化戦略プログラムに関する基本方針

令和3年1月29日

宇宙政策委員会

宇宙開発利用加速化戦略プログラムの執行に関する基本方針を以下の通り定める。

1. 基本的な考え方

我が国の安全保障や経済社会における宇宙システムの役割が大きくなっており、この傾向は更に強まると見込まれる。こうした中、宇宙活動は従来の官主導から官民共創の時代を迎え、広範な分野で宇宙の利用による産業の活性化が図られてきている。さらに、宇宙探査の進展により、人類の活動領域は地球軌道を越えて、月面、更に深宇宙へと拡大しつつある。宇宙は科学技術のフロンティアとして、また、経済成長の推進力として、ますますその重要性を増している。我が国の経済成長にとっても宇宙が大きな推進力となり得る。

このように、宇宙活動・利用の規模や幅が飛躍的に広がり、多様な分野の高度な技術の結集が不可欠となっている中で、効率的・効果的に宇宙開発を進めていくためには、各省の縦割りを排し、全体最適を図ることが必要である。このような問題意識から、宇宙政策全体を俯瞰し、戦略的に取り組むべきプロジェクトを特定し、関係省庁の連携や産学の多様なプレイヤーの参画の下で技術開発に取り組んでいく枠組として、「宇宙開発利用加速化戦略プログラム」（以下「スターダストプログラム」^{※1}という。）を創設する。

スターダストプログラムでは、以下の視点から、戦略的に取り組むべき技術開発プロジェクト（以下「戦略プロジェクト」という。）を選定し、内閣府宇宙開発戦略推進事務局（以下「宇宙事務局」という。）に計上される「宇宙開発利用推進費」を用いて、強力に加速、推進する。

視点①：安全保障や経済成長などの観点から、我が国の宇宙活動の自立性を維持・確保するために、戦略的に取り組むべき優先度の高い技術開発であること

視点②：官民の多様な利用ニーズを踏まえた共通基盤として活用が期待される技術、又は、月面開発など地上で蓄積のある様々な分野の要素技術を結集・発展することが必要な技術の開発であること

視点③：関係省庁が縦割りを打破し、連携して取り組むことが必要な技術開発であること

2. スキーム

（1）戦略プロジェクトの選定

戦略プロジェクトは、宇宙政策委員会基本政策部会（以下「基本政策部会」という。）に

¹ スターダストプログラム (Stardust Program) :

Strategic Program for Accelerating Research, Development and Utilization of Space Technology

置かれる衛星開発・実証小委員会（以下「小委員会」という。）において選定する。また、宇宙開発を巡る環境は目まぐるしく変化する。失敗を恐れず、柔軟かつ迅速に対応する観点から、戦略プロジェクトの廃止、追加を含め不断の見直しを行う。

（２）予算の移し替え

戦略プロジェクトの選定にあたっては、責任ある開発体制を確保する観点から、中心となって取り組む主担当省庁と、これに協力して取り組む連携省庁を決定する。

戦略プロジェクトの推進に必要な経費は、宇宙事務局が主担当省庁となる場合を除き、宇宙事務局計上の宇宙開発利用推進費を主担当省庁に移し替え、これを執行する。

（３）実施者の選定

戦略プロジェクトの実施者は、原則として、主担当省庁が公募により選定する。ただし、安全保障上の理由等により公募によらない場合等については、主担当省庁の定める契約ルール等に従って対応する。また、採択に当たっては、小委員会の承認を必要とする。

（４）プロジェクト評価

主担当省庁は、小委員会の指示により、少なくとも年に一度、戦略プロジェクトの進捗状況について小委員会に報告するとともに、戦略プロジェクト終了後にも成果報告を行う。

小委員会は、戦略プロジェクトの進捗や成果の報告を踏まえ、必要な改善等を指導するとともに、必要に応じて戦略プロジェクトの見直しにも活用する。

3. その他

（１）調査審議の体制

本基本方針の策定及び改定を除き、戦略プロジェクトの選定、実施者の採択の承認、プロジェクト評価等のスターダストプログラムの推進に必要な調査審議は、小委員会が担当する。

小委員会は、スターダストプログラムの推進に必要な調査審議に必要がある場合は、専門的知見を有する外部有識者を調査審議に参加させることができる。

基本政策部会は、スターダストプログラムの推進に必要な調査審議について、小委員会に対して必要な報告を求め、指示をすることができる。

（２）研究開発成果の扱い

内閣府及び関係省庁は、研究開発成果を実際の宇宙開発利用の拡大に結実させるべく、戦略プロジェクトの終了後も、実用化、事業化に向けた様々な政策課題に連携して取り組む。また、宇宙開発利用の拡大には、異分野やベンチャーを含む民間の力を活用することが不可欠であることから、知的財産等について適切な管理・活用を推進する。

以上